

あなたと議会をむすぶ

ぎかい広報誌



私たちの

しょうわ 町議会

2005

No

125

4月26日号

希望に燃えて、春4月



礼儀正しく、新1年生

● 3月定例議会

こういことが決まりました
一般会計予算は57億4000万円
助役に内藤弘氏 2～7ページ

第1回臨時議会 4ページ

8議員が一般質問 8～16ページ

委員会れぽーと 18ページ

わたしの好きなまちしょうわ(伊藤友香さん) 20ページ

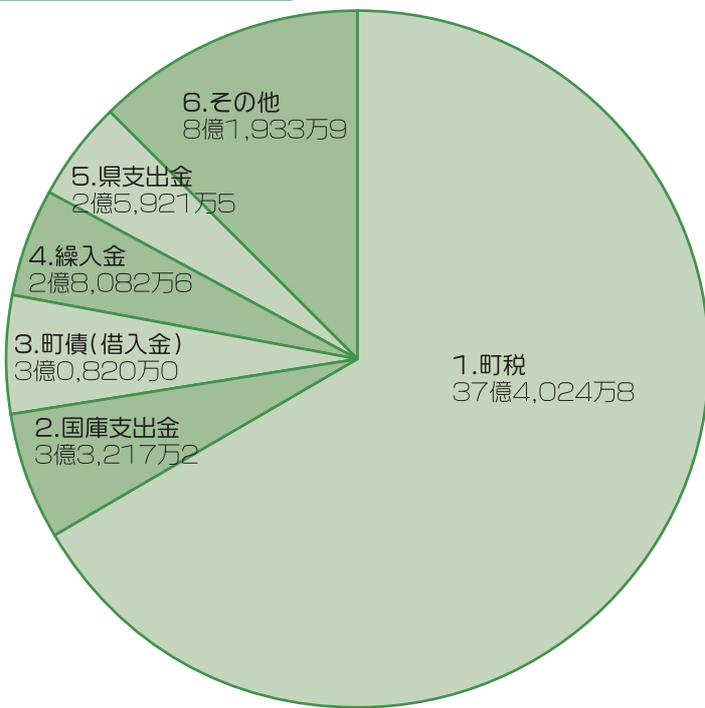
発行 / 山梨県昭和町議会
〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2
TEL. 055-275-2111 FAX. 055-275-2109
<http://www.town.showa.yamanashi.jp/>

発行人 / 議長 五味 政
編集 / 議会広報編集特別委員会

平成17年度の一般会計予算

57億4,000万円 で可決

歳入(財源)



(単位:千円)

[その他内訳]

・地方消費税交付金	1億7,000万0
・分担金及び負担金	1億6,720万1
・寄付金	1億2,000万1
・地方譲与税	1億0,600万0
・地方特例交付金	8,000万0
・諸収入	6,833万4
・使用料及び手数料	3,634万9
・繰越金	3,000万0
・自動車取得税交付金	2,000万0
・利子割交付金	1,000万0
・交通安全対策特別交付金	500万0
・配当割交付金	300万0
・財産収入	245万3
・株式等譲渡所得割交付金	100万0
・地方交付税	1

我が国の経済は、生産や設備投資が増加基調にあり、雇用・所得環境も厳しいながらも持ち直し、穏やかな景気の回復が見込まれるものの、一部消費の悪化や倒産件数の増加など、いまだ先行きについて不安要因も多い状況です。

本町の財政状況の見直しも歳入面では、税制改革や三位一体改革をはじめとする国庫補助負担金の一部財源化など不透明な要素があり、歳入の根幹である町税収入も景気回復基調を受け若干の伸びはありますが、期待できるほどの増収を見込めない状況から、一般財源の確保については依然として厳しい状況が予想されています。

このような財政状況下ではありますが、本年度は行政内部での事務事業の改善に努め、経常経費等は更に削減を図りながら、予算編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額は五七億四、〇〇〇万円で、前年度比七・八%の減となり、慎重審議の結果、賛成多数(賛成十四人・反対一人)で可決されました。

予算内容はグラフのとおりです。

平成十七年三月議会定例会は、三月十一日から十八日までの八日間の会期で開催されました。

新年度の始まりにあたり、町長の所信表明や平成十七年度一般会計・特別会計など当初予算案六件、平成十六年度一般会計・特別会計の補正予算案六件、条例関係等四件、上野原町等の合併に関する規約改正四件、昭和町公平委員会委員の選任の承認を求める件、選挙管理委員会委員の選出の件、議員提出議案一件が提出され、いずれも原案どおり可決しました。

また、今回一般質問には、八人の議員が町政の諸問題について考えをただしました。

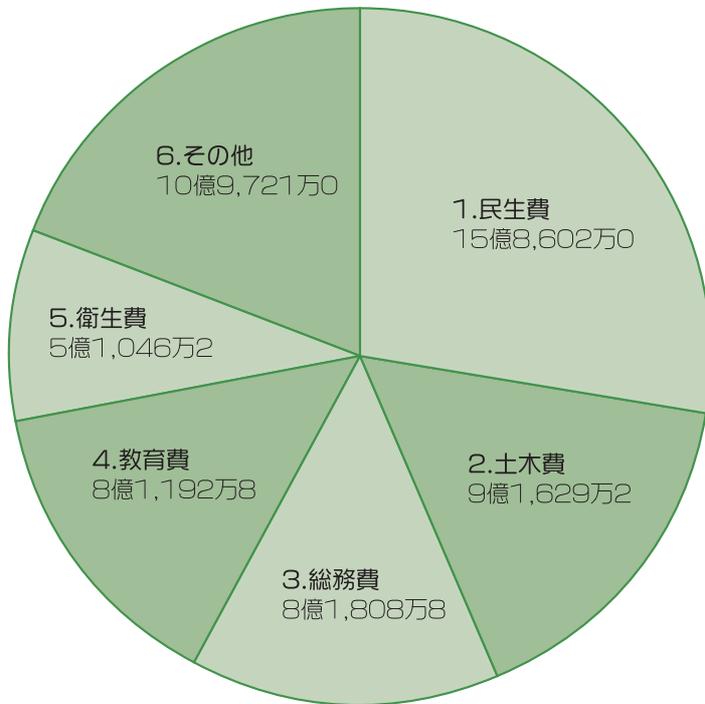
最終日には、助役・教育長の任命、条例関係一件、昭和町総合会館温泉掘削工事請負契約(変更)締結、議員提出議案一件が追加提案され賛成多数で可決されました。

3月議会でこういうことが決まりました

おもな事業

- 児童センター建設費 1億4,060万円
- 押原中学校耐震補強・大規模改造 2,800万円
- 都市公園整備事業 1億5,171万円
- 町営住宅建替事業 4,945万円

歳出(使いみち)



[その他内訳]

- ・公債費(借入金返済) 3億8,576万8
- ・消防費 2億4,709万9
- ・農林水産業費 2億4,471万2
- ・諸支出金 1億1,063万8
- ・議会費 8,494万8
- ・商工費 1,636万4
- ・予備費 500万0
- ・労働費 268万0
- ・災害復旧費 1

平成17年度特別会計の内訳

国民健康保険 特別会計	歳入	12億7,400万0	歳出	12億7,400万0
	保険税	5億0,621万0	総務費	1,030万3
	国庫支出金	3億7,150万7	保険給付費	7億7,986万8
	療養給付費等交付金	1億8,381万3	老人保健拠出金	3億4,996万6
	繰入金	1億4,039万5	介護納付金	9,479万1
	その他	7,207万5	その他	3,907万2
老人保健 特別会計	歳入	8億9,180万0	歳出	8億9,180万0
	支払基金交付金	5億8,918万8	総務費	312万5
	国庫支出金	1億9,899万1	医療諸費	8億8,767万3
	県支出金	4,974万8	諸支出金	2
	その他	5,387万3	予備費	100万0
介護保険 特別会計	歳入	4億3,310万6	歳出	4億3,310万6
	介護保険料	7,728万5	総務費	703万4
	国庫支出金	1億0,153万8	保険給付費	4億2,556万4
	支払基金交付金	1億3,618万0	財政安定化基金拠出金	40万5
	繰入金	6,487万8	基金積立金	1
	その他	5,322万5	その他	10万2
下水道事業 特別会計	歳入	10億3,220万0	歳出	10億3,220万0
	国庫支出金	1億1,600万0	総務費	1億6,622万0
	繰入金	3億9,900万0	下水道事業費	5億0,802万8
	町債(借入金)	3億1,210万0	公債費(借入金返済)	3億5,695万2
	その他	2億0,510万0	予備費	100万0
湧水対策事業 特別会計	歳入	551万0	歳出	551万0
	繰越金	50万0	湧水対策費	451万0
	諸収入	501万0	予備費	100万0

ことが 議会で ました



深澤教育委員

教育委員に深澤完興氏

〔選任に同意〕

昭和町教育委員会委員（教育長）堀口勉氏が、平成十七年三月三十一日をもって退任となりましたので、後任には、深澤完興氏（清水新居区）が任命されました。



内藤助役

助役に内藤弘氏

〔選任に同意〕

収入役の事務も兼任

昭和町助役齊藤進氏が平成十七年三月三十一日をもって退任となりましたので、後任には前収入役の内藤弘氏が選任され議会はこれに同意しました。

本町には主要な事業が山積しており、新たな決意のもと微力ですが、誠心誠意本町の発展のため努力していきたいとあいさつがありました。また、行革の一環として内部から改革するため昭和町収入役事務兼掌条例も制定しました。

公平委員(3人)を選任

昭和町公平委員の任期が平成十七年三月三十一日で満了となりましたので、三月定例会で次の三人が選任されました。



福井 尊正(再任)
紙漣 阿原



杉浦 彊
西条 新田



武井 章(再任)
上河東

選挙管理委員会委員を議会で選出

昭和町選挙管理委員の任期が四月十一日をもって任期満了となるため、議会は三月定例会において委員四人、補充員四人を選出しました。委員となった方は、次のとおりです。



福島 賢次
西条 新田



若尾 敦雄
西条 二区



鷹野 忠利
飯喰



有賀 好正
河東 中島

退任

平成十七年三月三十一日をもって退任した齊藤進助役（西条新田）・堀口勉教育長（飯喰）には、長年職員として、また特別職としてご尽力いただきました。



齊藤 進



堀口 勉

第1回 臨時議会 2月2日

平成十七年第一回臨時議会が二月二日開催され、剪定枝粉砕処理車購入契約の随意契約と、昭和町総合会館温泉掘削工事請負契約について指名競争入札した契約の締結について、いずれも賛成多数で承認しました。



- 剪定枝粉砕処理車 契約金額 七九七万二、四三〇円
- 剪定の相手 山梨日野自動車(株)
- 昭和町総合会館温泉掘削工事 契約金額 八、四〇〇万円
- 契約の相手 東急建設(株)甲府営業所

- 補充員（優先順位）
- 1 相川 誠（押 越）
- 2 秋山善哉（清水新居）

- 3 浅田 豊（上河東二区）
- 4 葉袋賢治（河 西）

こういう 3月 決まり

17年度 特別会計予算

国民健康保険会計

前年比一・二%増

予算の総額は一二億七、四〇〇万円で、前年度当初予算と比較し一億二、八〇〇万円の増額、伸び率では一・二%となり、全会一致で可決しました。国保の医療費支払い対象年齢の引上げや、医療技術の進歩、治療が長引く生活習慣病など、医療費は年々増え続け、今後の国保財政は非常に厳しいものがあります。また、平成十七年度か

らは、三位一体改革により、国庫負担の見直しが行われますので、これらを踏まえて予算編成をしました。

歳出では、予算の大部分を占める保険給付費は七億七、九八六万八千円で、前年度に比べ五、一六九万円の増額となっています。

老人保健への拠出金は三億四、九九六万六千円で、六、一三四万一千円の増額、介護納付金は九、四七九万一千円で一、二六七万四千円の増額となります。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金を計上し、一般会計からの繰入金、繰越金を見込んで予算を編成しました。

老人保健会計

一・九%の減

予算の総額は八億九、一八〇万円で、前年度当初予算と比較すると一、七一〇万円の減額となり、伸び率では一・九%の減です。全会一致で可決しました。

歳出では、実績により、予算を組み立てました。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金等を計上し、一般会計からの繰入金を見込み予算を編成しました。

介護保険会計

五・一%の伸び

予算の総額は四億三、三一〇万六千円で、前年度当初予算と比較すると二、〇九八万五千円の増額となり、伸び率は五・一%です。全会一致で可決しました。

歳出では、標準給付見込額四億二、五五六万四千円が保険給付費です。前年度と比較し、二、一四四万八千円の増額となり、歳出予算の大部分を占めています。

その他、認定調査費、認定審査会共同設置負担金が主なものです。

歳入では、介護保険料

国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計からの繰入金、基金繰入金等、歳出に見合う額を計上しました。

下水道事業会計

前年比 九・〇%の減

町民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る目的で、今年度も下水道の整備を推進するため、予算の総額を十億三、二二〇万円としました。前年比九・〇%の減となり、全会一致で可決しました。

一昨年度から新たに認可区域となった西条新田、紙漕阿原地区は、引き続き計画に基づき整備を進めます。

その他、維持管理費などを予算計上しました。

湧水対策事業会計

前年と同額

甲府市水道局からの協力費、基金運用による預金利子を主な財源として、歳入歳出予算の総額五五一万円を計上し、全会一致で可決しました。

議員提出議案



議会政務調査費の交付に関する条例を制定

提案理由

地方自治法の一部が改正され、地方分権の進展に対応して、普通地方公共団体の議会の活性化に資するためには、町政の調査研究が必要であり、議員の資質向上に向け研鑽し、議会の機能強化を図る必要がある。

広報編集特別委員会の設置を承認

提案理由

町民に親しまれ、読みやすい「議会だより」の編集や、より安全に取材および記録写真撮影などを行うことができるため、議会編集特別委員会を設置するもの。

おもな内容

- 一、名称 昭和町議会広報編集特別委員会
- 二、設置の根拠 地方自治法一〇条及び委員会条例第五条
- 三、目的 昭和町議会だよりの編集
- 四 委員の定数 六人

おもな内容については17ページに掲載してあります。

四 委員の定数 六人

ことが 議会で ました

16年度 補正予算

一般会計(第五号)

年度末を控えての予算編成で、国・県補助金等が確定ではありませんが、できる限り把握に努め、町税、地方消費税交付金、地方特例交付金、国庫支出金、町債など歳入面での増額見込みと、また、各課事業の不用額等、歳入面での調整をしました。二億四、〇八〇万一千円を追加し、予算総額は七〇億八、〇三九万一千円となります。全会一致で可決しました。

国の三位一体改革により、特定資金公共投資事業債の繰り上げ償還分国庫補助金が交付されたため、公債費へ補正計上しました。

その他大きな事業費の計上はなく、余剰金は、必要基金(校舎建設・財政調整基金)へ積立てました。

特別会計 国民健康保険 (第二号)

二、三九二万八千円を減額し、予算の総額を十一億七、一七八万円とするもので、全会一致で可決しました。

歳出では、総務費、基金積立金、諸支出金を増額補正し、保険給付費、共同事業拠出金、保険事業費をそれぞれ減額補正しました。

歳入では、国民健康保険税、諸収入を増額補正し、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、繰入金を減額補正しました。

老人保健 (二号)

七、八六三万円を減額し、予算の総額を八億七、四六七万三千円とし、全会一致で可決しました。

歳出では、総務費、医療諸費を減額補正しました。

歳入では、支払基金交付金、県支出金、繰入金をそれぞれ減額補正し、諸

収入を増額補正しました。

介護保険 (第三号)

三、〇〇六万八千円を増額し、予算総額を四億四、九三五万八千円とし、全会一致で可決しました。

歳出では、保険給付費の居宅介護サービス利用者増により三、一一三万四千円を補正増しました。

一方で事業計画より利用の少なかつた施設介護サービス一六四万八千円を減額して相殺しました。

その他、国庫支出金償還金五八万二千円を計上しました。

歳入では、歳出の保険給付費の支払い見込みから、介護保険料、国庫負担金、支払基金交付金、県負担金、一般会計繰入金を増額しました。

その他、不足財源分二五〇万円を給付準備基金から繰り入れ、計上しました。

可決しました。

歳出では、総務費で職員手当等の不用額、下水道事業費では、甲府市下水道汚水処理費負担金等の確定により一七四万六千円を減額し、下水道事業費では、流域下水道費で、釜無川流域下水道建設負担金として四〇二万九千円を減額補正しました。

また、公共下水道費では、業務委託料、工事請負費等の契約差金および上水道管移設補償費等と甲府市下水道処理場整備負担金の増を相殺して三、一一八万五千円を減額しました。

公債費では、長期債元金償還金一、三三三万二千円を増額しました。

歳入では、負担金・使用料関係で受益者負担金、下水道使用料等で、一、〇九一万五千円を増額しました。

国庫支出金では、一、三三三万二千円を増額補正し、繰入金では、事業費がおおむね確定したことにより、一般会計からの繰入金二、四五四万七

千円を減額し、諸収入では、雑入として前年度消費税還付金一七万二千円を増額しました。

町債では、補助事業費を見込む中二、五三〇万円減額しました。

渇水対策事業 (第二号)

四〇万六千円を増額し、予算総額を九〇六万六千円とするもので、全会一致で可決しました。

歳出では、渇水対策費の需用費一〇万七千円、工事請負費としてポンプ小屋改修工事に伴う契約差金一四万七千円をそれぞれ減額補正する中、積立金六六万円を増額補正しました。

歳入では、前年度決算の確定による三八万八千円と預金利子一万八千円を補正増額しました。

こういう 3月 決まり

条 例

制定

昭 and 町 収入 役 事務 兼 掌 条 例

現在進めている行財政改革の一環として、収入役を置かず、助役にその事務を兼任させるための条例で、全会一致で可決しました。

改正

昭 and 町 農 業 委 員 会 の 議 会 推 薦 に よ る 委 員 の 定 数 に 関 する 条 例
農 業 委 員 会 の 議 会 推 薦 に よ る 委 員 の 定 数 が 改 正 に な り、 四 人 未 満 と す る 場 合 は 条 例 の 制 定 を 行 う 必 要 が あ り、 全 会 一 致 で 可 決 し ま し た。

昭 and 町 個 人 情 報 保 護 条 例
個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 及 び 行 政 機 関 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 が 公 布 さ れ、 現 行 条 例 の 見 直 し を 行 う 必 要 が あ り、 議 会 は 全 会 一 致 で 可 決 し ま し た。

昭 and 町 水 防 協 議 会 条 例
昭 and 町 都 市 計 画 昭 and 町 特 別 工 業 地 区 建 築 条 例
昭 and 町 文 化 財 保 護 条 例

そ の 他

昭 and 町 都 市 公 園 条 例
政 治 倫 理 の 確 立 の た め の 昭 and 町 長 の 資 産 等 の 公 開 に 関 す る 条 例
昭 and 町 課 設 置 条 例
山 梨 県 市 町 村 総 合 事 務 組 合 規 約 の 一 部 改 正
山 梨 県 市 町 村 議 会 議 員 公 務 災 害 補 償 等 組 合 規 約 の 一 部 改 正
市 町 村 合 併 に 伴 う 山 梨 県 市 町 村 自 治 セ ン ター を 組 織 す る 地 方 公 共 団 体 の 数 の 変 更
南 ア ル プ ス 市 外 一 市 三 町 指 導 主 事 共 同 設 置 規 約 の 変 更 協 議



個人情報を保護する法律の必要性

今日、「個人情報」を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっています。その反面、「個人情報」が誤った取扱をされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシーに関する不安も高まっています。

「個人情報」とは…

個人に関する情報で、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。



高度情報通信社会のメリットを安心して受けるために

このような状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」が平成15年5月に成立し、公布されました。この法律では国民が安心して高度情報通信社会のメリットを享受できるよう、個人情報の適正な取扱いを求めています。

平成17年4月1日から全面施行

町政を問う ここが聞きたい!

Q 地方分権に伴う 権限委譲事業は

A 県の方針に沿って 委譲事務を進める



鷹野 一雄 議員

問 地方分権に伴う県から市町村への権限委譲は、地方分権一括法で条例による特例制度が創設され、知事や教育委員会の権限を地域の実情に即して、市町村に委譲することができるようになりました。合併しない本町として、基礎自治体としての役割を果たすために、県からの権限委譲事務事業をどのようにするのか。

町長 当面、県の方針に沿って委譲事務を進める。住民に身近な行政はできる限り身近な自治体で処理することを基本に、今後、許認可権を含む権限委譲事務も増加すると思えますので、今からしっかりと体制の強化をしておく必要があると思います。(再質問)

問 各種事業の行政審査会とか、まちづくり委員会、昭和町を考える会などの整合性について検討するということですが、どのように検討するのか。また、権限委譲について四点質問します。

1 財政が豊かなので権限委譲は対応できると考えていないか、それとも仕事が増えるからできればやりたくないのか。
2 権限委譲に対して全職員が周知しているのか。
3 職員の意識改革はどうか。
4 権限委譲が進む中で、再度合併の議論も浮上すると思えますが、どのようにとらえているのか。

町長 今後、統廃合した各種委員会との整合性等も詰めていきたい。町長 職員一丸となって

Q 行政評価システムの導入は

A 事業の評価は不可欠

この問題に対処していきたい。(再々質問)

問 権限委譲などに対応するため、従来の部・課の縦割りの組織体制を廃止して、グループ事業ユニット制を導入している行政もあります。どのように考えますか。

町長 甲斐市等もグループ制を取り入れており、確かに効果もでているかと思えます。行政改革の中で組織体制も重要な課題になっているので、重く受け止め改革を図っていききたいと思います。



昭和町立温水プール

問 事業の当初の目的は何であったか検証する「行政評価」が注目されるようになってきました。合併しない昭和町として、行政事業評価システムを導入、行政評価システムと、各種事業とのそれぞれの会議体の整合性についてどう考えますか。

町長 行財政改革を推進する上で、事業の評価は不可欠です。

問 児童福祉法改正により平成十七年四月から児童家庭相談に際すること、が市町村の業務として法律上明確化され、実情把握、情報提供、必要な調査、指導など市町村が対応しなければならぬと思えます。

大原課長 次世代育成の行動計画に基づいた事業をしていかなければならないということで、今後通告の相談件数を見ながら、政策法制課と事務分掌等の見直し等も考えながら検討していきます。(関連質問)

萩原議員 昭和町を考える会の今まで行ってきた企画が、まちづくり検討委員会の中で新しい企画が出ることによって変わることがあるのか。昭和町を考える会の位置づけがどのようになっているのか、町長に伺います。

町長 すばらしいアイデアは行政にも取り入れていこうと考えています。また、政策法制課と相談しながら取り組んでいきます。

一 般 質 問

3月議会では8人の議員が質問に立ちました。 以下はその要約です



便利な口座振替を推進しています

Q 税の徴収率向上を

A 全庁体制で取り組む



三井 猛 議員

問 平成十五年度末で町税の滞納総額は四億九、一〇〇万円となっております。税の徴収方法について提案と質問をします。現在税務課に置かれ

ている徴収係を新たに独立させ、徴収課として徴収強化に取り組んではどうでしょうか。

コンピュータにより町税や各種料金の滞納に関する情報を一括して扱える、町税等滞納管理システムを導入しては。

現在、町税や負担金の期限内納付率は、どのような状況になっていきますか。

軽自動車税や下水道使用料などは納税機会の拡大の観点から、コンビニと委託契約することについて検討していますか。町長 現在納期内の納付率は八一%ほどで、本年度も便利な口座振替を推進しています。徴収体制の強化、コンビニ収納、電子納付など、納付方法の拡大は、課の設置を含め検討していきたいと考えています。

町税収入を確保するため全庁体制で引き続き取り組みます。

Q 町営住宅の建設促進

A 17年度から取り組む



塚原 博明 議員

ます。

町長 建替計画は二棟計画で三期に分け進める予定です。今後のスケジュールは、十七年度から「基本設計・実施設計」、「仮移転」、十八年度に「一期目の建物解体工事と建築工事」、十九年度に「入居者の本移転」、二十年

問 常永団地の町営住宅建替え建設について、今年度「建替基本計画」で住宅の配置、入居者の移転等の年次計画が出されていますが、完成するのは平成二十二年度です。早い人は今年の九月から移転を始め、入居は五年後になります。居住者の皆さんは仮住まいなど不自由な生活をするので、できるだけ早く完成できるように、計画の一部を一年くらい前倒しして進められないか、また、入居者は高齢や身障など難しい問題を抱えているが、事業が円滑に推進できるように今後の建設をどのように進めていくのか伺い

ます。町長 建替計画は二棟計画で三期に分け進める予定です。今後のスケジュールは、十七年度から「基本設計・実施設計」、「仮移転」、十八年度に「一期目の建物解体工事と建築工事、集会施設」、最終年度の二十一年に「二期・三期入居者の本移転」と「三期目の解体工事」を年次計画で進めます。一年くらい前倒しができないうという質問ですが、全体的な計画はご説明した通りです。国庫補助事業であり、新しい補助制度の中で交付金制度が創設されようとしています。秋ごろの予定となっております。

この事業計画を円滑に



町政を問う ここが聞きたい!

進めるためには、国の補助事業の決定と、十五世帯の退去が順調に運ぶかどうか特に重要な課題です。

現在入居者の聞き取り調査を実施していますので、ご意見、ご意向を今後十分に把握し、住民の皆様のご理解を頂きながら、早期に新築住宅が完成できるように、前倒し可能な事業は見直しを図り、入居者の個々の実情に即した、適切な対応もしていきたいと考えています。

(再質問)

問 町営住宅の建設にあたり平成十六年三月三十一日までに退去するという誓約書が入っている条件付きの方々の取り扱いをどのようにするのか、産業課長に伺います。

佐野産業課長 今全体の聞き取り調査をしています。民間住宅等へ移転する方は金銭的にも大きな負担等が強いられるわけですから、町でもある程度の助成措置が必要ではないかと考えています。

(関連質問)

志村議員 今後の維持管

理上、第三セクター等に委託するか、指定管理者制度の条例を制定するなど、これから単町として生き残っていくにはいろいろ検討してはどうでしょうか。

産業課長 町営住宅の適正な維持管理を図り、今後管理経費の縮減や事業の効率化を図っていききたいと思えます。



建て替え計画の進む町営住宅

Q 単独町政 今後の課題は

A 行財政改革の推進



志村 茂 議員

問 合併せず単独町政を目指す昭和町は、町独自の歳入アップに具体的に取組む必要があるのではないのでしょうか。

役場内に政策法制課を新設し、また、まちづくり委員会でも行革の提言をしていくということですが、今の昭和町の保育料や、学校教育、人間ドックなど他町より優れているものが、単独の場合維持できるのででしょうか。また、単独の道を選んだ昭和町民が、合併しなくても住みよい町を実感できる町づくりの方針について、行革や住民参画を踏まえ町長のビジョンを伺います。

住民の皆様の意見をいただきながら行革を進めますので、現時点で特定のサービスに限り維持できるかというご質問には、今後時間をかけて答えを出していきたいと考えています。

次に、新たに発足した「まちづくり委員会」や、審議会や委員会等において幅広く検討し、住民に周知しながら行財政改革を進めていく考えです。

町長 町独自の歳入アップの取り組みは、優先して取り組む課題と考えています。

現在昭和町が実施している保育料の軽減や、検診などの助成事業が維持できるのかという点は、

Q 市街化調整区域の活性化を

A 都市マスの見直しを図る

問 一九六八年新都市計画法が制定されて以来、昭和町は市街化区域と市街化調整区域に区分され、鍛冶新居土地区画整理事業により約三・〇畝が市街化区域に編入されただけですが。

市街化調整区域の制限が地域発展の障害になり、家が建てられないため、高齢化世帯の割合が多くなり、日常の買い物も不便などさまざまな問題が

現れております。市街化調整区域内の「まちづくり」について、市街化区域編入を待つだけではなく、地域の活性化のため、周辺環境と調和した地域づくりを積極的に進めることも必要と考えますが、町長の考えを伺います。

町長 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域として、原則的には通常の開発行為・建築行為は禁止されています。

一般質問



平成十二年の都市計画法の改正により、県条例で区域指定した場合、開発建築が認められることになりました。

県では条例施行にむけて、平成十五年三月昭和町総合会館において住民説明会が開催され、「県の開発許可条例」の考え方が示されました。

しかし、市町村合併により、甲府都市計画区域の区域変更が予想される

状況で、まだ条例制定には至っていません。

条例制定の折には、この条例を上手に活用することによって、市街化調整区域内のまちづくりが推進されると考えています。

平成十七年度は、昭和町都市計画マスタープランの見直しの時期でもあり、ご指摘の内容も十分考慮し反映したいと考えています。

Q 地球温暖化対策 本町の取り組みは

A 温暖化対策推進委員会を組織



河田あけみ 議員

問 二月十六日、「京都議定書」が発効されました。本町では県内でもいち早く、二〇〇二年九月、庁舎や関係施設を含めた「地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

計画の基準年度は二〇〇〇年度として、五年間を経過した二〇〇六年度の二酸化炭素の削減目標を四％と定めています。

現在までの具体的な取り組みと現状、削減の難しい点はどこか。今後目標の見直しは必要か伺います。

町長 本町ではいち早く地球温暖化対策実行計画を作成し、二〇〇六年ま

伴うCO2換算温室効果ガスの削減目標を四％と定めています。

本年は計画の四年目を迎えますが、消費量は増加傾向にあり、町全体の取り組み状況を評価し、改善や問題点、課題等を取り上げるため、各所属に推進委員を定め、温暖化対策推進委員会を組織し、計画数値の見直しなどをしたいと思えます。

また、押原小、常永小、オール電化の給食センターなどの近代的な施設が



オール電化の給食センター

新たに建設され、今後、予定される施設整備を見込む中で、計画自体も見直していきたいと考えています。

(関連質問) 深澤議員 地球温暖化防止の一つの施策として町としても太陽光発電への補助金制度を速やかに具

体化する必要があると思えますが、町長 財源問題を考慮しながら進めていきたいと思えます。

町として今後どのような取り組みをしていくのか伺います。

Q 高齢者虐待防止

A ネットワークづくりで対応

問 最近、家庭や施設内での高齢者への虐待が社会問題になっていきます。虐待の背景には、限界を超える介護のストレスや、複雑な家庭内の人間関係などがあり、家族を含めた精神的なケアが必要

です。これからは、情報の把握と一元化、家族への支援を含めた地域の総合的な見守り体制と、関係機関のネットワーク化が求められます。

町として今後どのような取り組みをしていくのか伺います。



町政を問う

ここが聞きたい!

町長 高齢者虐待は、発見や対応が非常に難しいのが現状です。

介護サービスを利用している方は、施設やケアマネージャーの報告で実態の情報が得られますが、制度を利用していないお年寄りや、ヘルパーの家庭訪問、民生委員や生きがいクラブ会員による友愛訪問事業等で、お年寄りの生活援助をしながら状況把握をしています。

で、虐待の実態調査は特にしていません。地域の人たちの意識改革と、現場に職員が適切に介入できる体制作り、関係機関が連携して児童も含むすべての弱者に対応できるネットワークづくりを早急に立ち上げ、介護者に対する啓発活動と、サポート体制づくりも整えていきたいと思えます。

Q 発達障害児(者)に対する支援策は

A 関係者との連携に努める

問 自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)アスペルガー症候群など発達障害児への対応が緊急の課題になっています。

教育長に伺います。また、乳幼児健診での早期発見や、福祉、保健の面からも支援策が必要と思えますが、町長の考えを伺います。

国では昨年十二月「発達障害者支援法」を制定し、本年四月からは各自治体の責任で早期発見や支援策を講ずるよう示されていますが、本町の中学校では専門の相談員の配置や支援体制はどうか、

町長 乳幼児健診は町実施、委託の両面で実施し、病気や発達異常の早期発見を大きな目的として実施しています。町の健診では、小児科専門の医師を配置し、問診、診察で精神発達の手

エックを行い、発達の遅れが疑われる子供については、フォローアップを行いながら、必要な場合は相談、医療機関、訓練機関等に紹介しています。十七年度からは隔月に心理相談員の相談事業を計画し、必要に応じて竜王南小学校のことばの教室と連携して、ことばの相談も導入する予定です。軽度発達障害は就学前に現れることも多いため、町内の保育園との連携も必要と考え、十六年度より定例の相談日を設け、保健師が保育園に出向き子供の様子を見ながら、保育士と話し合いの場を持つています。今後もこのような障害の子供を早期に見出し、支援ができるよう健診・相談体制、関係者との連携に努めたいと考えます。教育長 本年四月一日から発達障害者支援法が施行されます。発達障害者に対する生涯にわたる支援を、国や自治体の責務と定めるものですが、すぐに具体的なサービスが始まるわけではなく、こ

問 昭和町の平成十六年のゴミ排出量は五、三四



深澤 平助 議員

Q 可燃ゴミ分別周知徹底に努力を

A 広報で広くアピール

れから環境を整備し支援していくことになり、専門相談員の配置は、支援という観点から、支援法では発達支援センターに行わせるか、県が自ら行うことができるか、町、教育委員会としては、保護者の相談に応じ、関係機関の紹介、助言等を行い、早期の発見と支援に常日頃から留意し、適切な支援が必要と考えられています。また、一般社会の正しい理解を深めてもらうため、県と連携し、活動啓発に努めていかなければ

と思います。文部科学省は教育支援体制のためのガイドラインを示しています。すべての小・中学校で特別支援コーディネーター(仮称)の指名校内委員会の設置個別の教育支援計画の策定平成十九年を目標として支援体制を整備することとしています。各学校とも全校体制で取り組む必要があるため、教育委員会としては、小・中学校と協議し、支援体制の整備に努めていきたくて考えています。

八トン、そのうち六七%が可燃ゴミです。これは、十年前の一・八倍です。その費用は一億八千八百万円と二倍以上に増えています。いま家庭から出されている可燃ゴミには、まだ紙や、プラスチックが含ま

一 般 質 問



今年度から稼動する剪定枝粉碎処理車

まれています。これをし
つかり分別して出すなら
可燃ゴミを大幅に減らす
ことができます。
紙類、プラスチック類
の分別と、これが資源と
して生かされることがよ
く周知されていないので
はないでしょうか、町当
局はこの点の周知徹底に
いっそう努力することが
必要だと思いますが、当
局の考えを伺います。
町長 昭和町では、平成

十五年度における他プラ
スチック、平成十六年度は
ミックスペーパー、平成
十七年度からは剪定枝の
再資源化回収など分別回
収を実施しゴミの減量化
を図っています。
可燃ゴミの量は増加を
示しています。野焼きの
禁止や、物品、食料品の
製造業者など関連企業に
よる過剰包装などにも原
因があると思えます。
町民への周知徹底は、

今現在、掲載している昭
和町ホームページの七カ
国語版も併せて発行して
いる、ゴミの分け方・出
し方の冊子などの充実を
図りながら、引き続き町の
広報で広くアピールし

ていきたいと思えます。
このほか、平成十七年
度予算では、小学校低学
年用のごみについての副
読本の配布予算も計上し
ています。

受け入れが可能となりま
す。施設不足の現状で、
緊急入所対応しなければ
ならない方は、県下の特
養施設すべてで、優先入
所制度を取り入れるなど
対策をとっています。

Q 介護保険の見直し

A 審議前の段階

問 国会で、介護保険が

早くホームに入れるよう

の推進を図りたいと思

改正されようとしていま

にすることは介護保険行

政の緊急な課題です。町

なのは、施設利用者の負

担増と、軽度の在宅利用

町長 どう考えていますか

者のサービスが制限され

が審議前の段階では町は

コメントできません。

るのではないかといいこ

トです。昭和町でいま施

特別養護老人ホーム入

設に入っている方は五十

所は、ご指摘のとおり四

十一人の待機者がいます

八人で、うち二十五人が

国は、不足している施

設の整備を充実させるた

めに、高齢者保健福祉策

め、高齢者保健福祉策

め、高齢者保健福祉策

さらに負担が増えると、

特別養護老人ホームに入

特別養護老人ホームに入

れないということになり

かねません。

また、特養ホームへの

入所は長期間待たなくて

はなりません。いま町内

には四十一人が待機して

いますが、この方たちが

養だけで三、二四三人の

養だけで三、二四三人の

町政を問う ここが聞きたい!

Q 災害に強いまちづくり

A 耐震診断事業の継続



浅川 武男 議員

問 町では昨年六月に県および国の補助制度を活用し、昭和五十六年五月三十一日以前に着工し、木造在来工法で建築した二階建以下の住宅について耐震診断を行いました。何件の申し込みがあったのか、また、診断結果により改修、改築した住宅はあったのか伺います。また、不適合と判断されても改修、改築の費用がかかるためそのままに放置しているのが現状と聞いています。

助制度を設ける方向で最終調整をしています。当町では公共施設は順次改修していますが、個人住宅に対して何らかの施策を講ずる考えはありますか。

町長 十六年度を初年度として四十五棟予算化しました。広報への掲載・パンフレットの回覧等で希望者を募ったところ、二十一件の申込みがありました。最近、電話等により直接診断の誘いを行ったところ定数に達し、実施の運びとなりました。申込みが二十一件と少なかったのは、危険度がわかって、改修する予定がないから診断してもしかたがないとの意見があったと聞いています。町民の防災意識の高揚を図る必要があると考えています。その手段として、木造住宅耐震診断事業の継続はもちろん、ご指摘

の耐震改修補助制度の導入も、県および近隣市町の動向も踏まえ、検討しなければならぬと考えます。

なお、耐震診断の結果は、現段階では出ていませんので、次の機会に報告します。

Q 温泉施設の有効活用

A 有効活用も検討する

問 福祉センターの温泉施設は町内の多くの老人に利用され大変喜ばれている施設ですが、温泉の湧出量の減少、温度の低下等により掘削換えを余儀なくされる事態となりました。一日も早く良質の温泉の湧出を願うところ

です。町内対象者のうちどれくらいの人たちが利用しているのでしょうか。また、掘削地のゲートボール場は荒れたままになっていますが、工事完了後の土地利用について伺います。

町長 温泉掘削作業も始まり、良質な温泉の湧出が期待されます。

温泉利用は、ここ数年は年間一、八〇〇人前後の利用者があり、約九〇

Q 町民への説明と責任を明確に

A この場所では差し控えたい



角野 幹男 議員

%が六五歳以上という状況です。

町としてもセンターの有効活用も検討していますが、利用者が健康で、楽しく過ごせる施設を目指し、努力していきたいと思えます。

なお、温泉掘削地のゲートボール場は、工事後は、当面、掘削前と同様にゲートボール場として利用していく予定です。

上司がこのように証言し、辞めさせられた二人には勤務上の非は全く無く、明らかに無実でした。すべて選挙の報復のために二人を無理やり辞めさせたのは町長の責任です。辞めさせた二人に謝罪と賠償をして、町民の皆さんにも説明し、自らの責任を明確にすべきと思いますが、見解を求めます。

町長 現在この件については、甲府地方裁判所で

問 嘱託職員の裁判で堀口教育長は、「二人には公金の不正はありません、勤務態度も良好で問題なし」、当時の所長も「勤務成績も良好で意欲的に勤務していた」。二人の

一般質問



裁判中です。

近く私が、その裁判所に出頭して、事の次第を述べる予定です。

事実の確認は、この裁判でなされるので、この場所では差し控えたいと思います。

(再質問)
問 ます解雇した嘱託職員

員二人に対する謝罪と賠償について、また、事件の説明と自らの責任について、町長の見解を求めます。
町長 この問題は再三お答えしているとおりで係争中であり、答弁は控えさせていただきます。

Q まちづくり委員の選考

A 地域性の偏りを考慮

問 昨年の十二月広報で町づくり委員が公募されましたが、この委員の選考は理解できません。二十人公募して十三人の応募がありました。それぞれ基準を満たし、自分の考えや町づくりの思いをレポートで提出しているのに二人が漏れました。選考から漏れた理由とその選考基準およびレポートの内容を誰が判断したのか伺います。定数に不足しているのに二人を不合格にして、町長の推薦枠として定員を補充した選考過程を明確にしたい。

ただきたい。

町長 公募の際に周知したとおり、レポートにより審査し十一人を選出しました。選考基準としては、建設的な提言を評価することはもちろん、公募制とはいいながら地域性の偏り等を考慮しました。

Q 掘削工事に伴う業者の選定方法

A 過去の実績を勘案

問 温泉掘削工事の入札方法は不透明で不可解な進め方がされており、NHKと山日新聞に談合情報に寄せられ、当局の考え方には不信感が募ります。井戸掘削工事を建設業者に発注して、必要な技術や施工能力と安全性には問題が無いのか。

町長 温泉掘削工事は当初、県内業者を指名して昨年九月に入札する予定でしたが、談合情報により疑いがあるということを取りやめました。

問 温泉掘削工事の入札方法は不透明で不可解な進め方がされており、NHKと山日新聞に談合情報に寄せられ、当局の考え方には不信感が募ります。井戸掘削工事を建設業者に発注して、必要な技術や施工能力と安全性には問題が無いのか。

町長 温泉掘削工事は当初、県内業者を指名して昨年九月に入札する予定でしたが、談合情報により疑いがあるということを取りやめました。

今回、指名した業者は、スーパーゼネコンといわれる大手企業であり、県内にはなく、地理的条件や過去の実績を勘案して指名しています。

また、工事の施工能力ですが、指名した業者はいずれも、総合建設工事の中で付帯施設として

温泉の掘削を過去にしており、実績がある業者です。信頼度を考慮しても問題ないと考えます。

(再質問)

問 談合情報が寄せられたにもかかわらず、指名業者から誓約書を提出させ入札を進めています。町長の見解と入札委員会の調査報告書の見解は全く異なるもので信用がかけません。ここで町長と入札委員会の委員長それぞれの説明を求めます。

町長 この前の第一回の臨時議会で申したとおりです。

齊藤助役 入札契約制度合理化対策検討委員会の委員長という立場でお答えしたいと思います。

町には公正入札調査委員会があり、こちらが私が委員長という立場です。五社からの聴取の結果マニュアルどおりの調査方法でやったところ、誓約書まで出して談合はしていませんという回答を得たということで契約担当に戻しました。

順調に工事が進む掘削現場



一般質問

事内訳書を提出願ひ、その内容に基づいて計算書

を設計担当課がチェックして、その際に、談合情報にもあつた金額と似ている金額が確認されました。そのため入札執行担当はこのまま入札を執行

することは不適切と判断し、入札を保留して、公正入札調査委員会へ同内容を差し戻しました。公正入札調査委員会では内容等全部確認して、談合

の確認までは至っていないが、報道機関を通じて談合情報が流れており、この状況で入札を執行すること

は、町に対して不信感を抱かせる可能性もあることから、本件入札を中止するという委員会の回答をまとめ、町長に報告しました。それを受けて町長は入札を取りやめたという経過です。

なお今回の入札に関しては、町長により「指名参加願の出されている削井工業社とせず、県外のスーパージェネコン業者五社指名により再入札したい」とする原案が出され、同検討委員会で検討の結

果「問題なし」として、入札に臨んだ経過です。(再々質問)

問 町長の答弁は納得のいける答弁ではないので、任命権者の立場から教育長に伺います。

また、十六年の三月議会で自分自身は分野ではないので中味については把握していないから分からないというふう

に答弁をしていますが、二人の無実は関係者の証言から明らか

なものになっております。助役の立場から二人の名譽を晴らすために答弁を願います。

町づくり委員の選考について二人が漏れた理由は町長の作

為的なものを感じてなりません。レポートの内容にも問題がない。地域性のバランスも説明にはならない。全く説得力に欠けているものであり、落とす理由にはなりません。本人の了解

済みですので名前を公表させてもらいますけどYさんは先日囑託職員の裁判で原告側の証人として法廷にたちました。町長の陳述を全て否定してお

りますが、それに対する仕返しに感じてなりません。またNさんのレポートも町の箱物行政に対する考えや合併への取り組み等の考えがありました

が、選考から落とされるような内容ではありません。町長は私事と行政とを混乱していませんか。町長の言う公平公正な政治、嘘のない政治のためにも二人を委員に委嘱すべきだと思

いますが再度町長の考えを伺います。(動議)

塚原議員 議長動議。角野議員の質問をずっと聞いておりますが、二年間にわたりこの話は聞いております。臨時議会まで開いて行なつた問題でもあり了承済みです。それを蒸し返してまたここで

するというのは本会議の議事の効率化にも良くないし、一議員の独壇の可能性もでてきますので打ち切つていただいで議事進行を願いたい。個人名まででてきて内容が具体的に

になりましたので、委員会審議でお願いしたい

と思ひます。議長 塚原博明君からの議事進行の動議の採決により、賛成者多数のため一般質問が打ち切られました。

大所高所からの政策を建設的立場で論議するべきもので、また、能率的会議運営が必要なことを十分理解して簡明でも内容のある次元の高い質問を展開すべきである。

再々質問においても同じような内容であったり、前回質問したり等で本会議においては好ましくない

ので、委員会で諮るべきとの動機は、明確な理由づけもあり議長が動議を取り上げるのに不備はないと思われる。

また、議長

の独断ではなく、本会議において本動議を諮り、過半数により可決したことなので重く受け止める必要がある。

全国議長会の回答

再々質問においても同じような内容であったり、前回質問したり等で本会議においては好ましくない

ので、委員会で諮るべきとの動機は、明確な理由づけもあり議長が動議を取り上げるのに不備はないと思われる。

また、議長

の独断ではなく、本会議において本動議を諮り、過半数により可決したことなので重く受け止める必要がある。

3月議会の会期日程

第一日目 三月十一日(金) 議員協議会 開会	教育厚生常任委員会 第五日目 三月十五日(火) 教育厚生常任委員会 第六日目
・ 本会議 ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期の決定 ・ 諸報告	三月十六日(水) 産業土木常任委員会 第七日目
・ 議案の上程、質疑、各委員会付託 ・ 水源対策特別委員会 ・ 地方分権対策特別委員会	三月十七日(木) 総務常任委員会 第八日目
第二・三日目 三月十二日(土)～ 十三日(日)まで休会 第四日目 三月十四日(月)	三月十八日(金) 議会運営委員会 議員協議会 本会議
・ 本会議 一般質問	追加議案審議 ・ 委員長報告 ・ 質疑、討論、採決 閉会

政務調査費使途基準 **支出できないもの**

項 目	内 容
党費その他政治団体の活動に係る経費	党費及び党大会賛助金、参加費、参加のための旅費、パーティー券の購入等
慶弔等交際費的な経費	餞別、慶弔、寸志、病気見舞、慶弔電報、年賀状(印刷を含む)等
研修、公聴等に係る会議に伴う食糧費	食事代、弁当代、飲食代(茶菓子代を除く)等
町民に対する宣伝のために要する経費	議会報告のためのチラシ・広報印刷費、通信費等
選挙活動に伴う経費	パンフレット印刷代、演説関係費等
その他議員個人の私費的経費	寄付、贈与、新聞代等

政務調査費使途基準 **支出できるもの**

項 目	内 容	手続及び遵守事項
研究研修費	研究会、研修会を開催するために、又は、他の団体の研究会、研修会に参加するために必要な経費(会場費、講師謝礼、出席者負担金、会費等)	
調査旅費	調査研究活動のために必要な出張調査費又は他の団体の研究会、研修会に参加するための出張費(交通費、旅費、宿泊費、日当等)	(1) 調査のために出張する議員は、出張調査届出書により、出張者の氏名、出張先、出張期間、調査項目及び出張調査費の額を議長に届け出なければならない。 (2) 出張調査費の額は、昭和町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年昭和町条例第17号)別表第2に規定する額を超えないものとする。 (3) 出張調査を行った時は、速やかに出張調査報告書により、議長に報告しなければならない。
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷・製本費、雑誌代等)	
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入代、雑誌購読料)	購入した書籍、雑誌等については、議員控え室に保管しておかなければならない。
公聴費	町政並びに議員の政策等に対する町民からの要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費(会場費、印刷費、茶菓子代等)	
事務費	議員が行う調査研究活動に係る事務遂行に必要な経費(事務補助費、事務用品、消耗品、通信費等)	

政務調査費とは

地方自治法の改正で政務調査費の交付に関する事項にあっては、平成十三年四月一日から施行されており、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法につきまして、条例で定めることが義務づけられました。

本町では昭和町議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、議員に対し、政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めました。行政改革の折補助事業として新設

したもので慎重に取り扱っていきたく思います。

取扱については、交付額は年十二万円。預金口座は議員名で開設し通帳は事務局で管理し、使用目的が発生した場合は、事務局に趣旨、金額、使用日を報告後、領収書をもって政務調査費の交付を受ける。この場合、次の使途基準を満たすものに交付されます。収支報告は、翌年度当初に議長へ収支報告書(領収書添付)を提出し、残金については全て返還する。その内容は議会ホームページで公表する予定です。

委員会 れぽ〜と



水源対策 特別委員会

三月十一日午後一時五〇分に開会し、産業課長から井戸掘削一件、また、昭和町月別総雨量の(平成十六・十七年分)実績報告がありました。その他の問題は、継続審査と決しました。

地方分権 対策 特別委員会

三月十一日午後二時二〇分に開会し、昭和町議会展務調査費の交付に関する条例制定に関し審査し、原案通り可決しました。政策法 制課長か

ら個人情報保護の関連法の概要と第二次行財政改革、環境衛生課長から中間処理施設設置についての経過報告を受けました。その他の問題は、継続審査と決しました。

教育厚生 常任委員会

三月十四日、午後二時四十四分に開会し、当委員会に付託された町税条例改正一件、南アルプス市外一市三町指導主事共同設置規約の変更、十六年度昭和町国民健康保険特別会計補正予算ほか二件、十七年度国民健康保険特別会計予算ほか二件、また、総務常任委員長から審査依頼された十六年度昭和町一般会計補正予算および十七年度一般会計予算の中で、当委員会に係る部門について審査し、原案どおり可決しました。

おもな質疑

問 総合会館の温泉掘削

の工期は。

答 事故繰り越しで八月の予定。

問 ゴミの分別の提言をしたが予定は。

答 昭和フェスティバル時にゲーム等で検討していきたい。

問 町内の公園看板の管理面が小さい。

答 緊急時の連絡先は環境保健委員と協議し対応したい。

問 河東中島の桜並木の由来の表示の予定は。

答 文化財審議会で検討していく。

問 良質な温泉が湧出した場合、温水プールで有効利用できないか。

答 床暖房として検討していきたい。

産業土木 常任委員会

三月十六日、午前九時に開会し、当委員会に付託された農業委員会の議会推薦による委員の定数に関する条例制定、町税

条例改正三件、十六年度

下水道事業特別会計補正予算ほか一件、および十七年度下水道事業特別会計予算ほか一件、また、総務常任委員長から審査依頼された十六年度一般会計補正予算および十七年度一般会計予算の中で、

当委員会に係る部門について審査し、原案どおり可決しました。

おもな質疑

問 区画整理の認可の予定は。

答 平成十八年四月の予定。

問 洪水ハザードマップの作成は。

答 平成十八年度で対応したい。

問 開発の周りで調整池の機能を失ってきたが。

答 抜本的な見直しが必要だが、当面緊急の個所から対応していく。

問 農業振興の具体策は。

答 農協の野菜部や果実部と協議して検討していきたい。

問 町道百九十号線の下水工事については、甲斐市と協議しているのか。

答 工事に関する協議は

している。

総務 常任委員会

三月十七日、午前九時に開会し、当委員会に付託された個人情報保護条例全部改正、税条例改正四件、山梨県市町村総合事務組合規約改正外二件、十六年度一般会計補正予算、十七年度一般会計予算について慎重審査し、原案どおり可決しました。

おもな質疑

問 東京電力の防犯灯の無償提供はあるのか。

答 現在は無い。

問 ペイオフに対する対応は。

答 一部決済型へ移行、他は検討していく。

問 権限委譲はどのくらい受けたか。

答 家庭用品の品質三項目を受けた。将来的には受け入れの態勢を強化していきたい。

●教育厚生●産業土木●総務常任委員会

合同 研修報告

桜並木や水資源 昭和町に似通ったまち

愛知県 大口町

昭和町議会では、一月二十日に愛知県大口町議
会を訪ねて研修しました。
大口町は愛知県の北方
に位置し、昭和三十年代
前半までは農業主体の貧
しい農村地帯でした。
昭和三十年代後半から

工場を誘致して生活の基
盤を築き、平成十四年度
は財政力指数が一・二七
で、愛知県の普通交付税
不交付団体二十五市町村
の中でも、八番目という
財政力豊かな町です。
人口は平成十五年度現
在で二一、一〇七人と昭
和町より約、五、〇〇〇

人ほど多く、北方に木曾
川水系、町内には五条川
が流れ、その両岸には桜
並木が続いています。水
資源も豊富で平坦な元農
村地帯という地形までも
昭和町によく似ています。
大口町議会との意見交
換会では、議会人として
その地域の歴史認識と、
先人たちの五十年百年の
計がもたらした現代の豊
かさ、「自立する町の財
産」に感謝しつつも、こ
の財産は永久に保証され
たものではなく、先人た



愛知県大口町へ合同視察研修

ちの精神と共に、次の世
代に引き継がなければな
らないという強い意志を
感じました。

不交付団体の大口町は、
合併問題では幾つかのチ
ヤンスがありました。が、
任意協で検討の結果、い
ずれも法定合併協議会ま
で行かず、途中脱退して
います。

最近では、
江南市 九八、一六一人、
岩倉市 四六、一五五人、
扶桑町 三二、二六四人、
大口町 二一、一〇七人
の二市二町の任意合併協
から大口町が脱退し、平
成十六年三月二十二日に
任意協が解散しています。
これからは昭和町と同
じく、しばらくは単独の
厳しい道を歩むことにな
ります。

昭和町の合併に関して
は、「自助」「自立」の
目標を確立し、また、歴
史と伝統を議員一人ひと
りが再認識したうえで、
町民が一番望む市か町と
優位に合併できるよう、
長期ビジョンを考え、住
民の福祉向上に役立てて
いきたいと思えます。

●議運・広報編集委員会

埼玉県・宮代町の 議会だより研修

を受賞するなど活躍し
ています。

議員みずから写真・
構成等にかかわり、議
会広報づくりの苦労話
や編集委員としての活
動状況、町民に親しま
れやすく読みやすい紙
面づくりについて、詳
しく説明していただき
ました。
宮代町では、昭和四
十七年から議会だより
を発行し、全国議会広
報コンクールで奨励賞

今回の研修を、今後
の広報だよりに生かし
ていきたいと思えます。



広報研修風景

